

高齢者を見守る地域づくり 田頭地区で高齢者世代の勉強会を開催

田頭コミュニティセンター(工藤正センター長)は7月17日、高齢者の見守り体制を強化し、行方不明の認知症高齢者を早期発見できるような地域をつくらうと、勉強会を開催しました。

地域住民や福祉関係者ら約40人が参加し、寸劇を鑑賞しながら、ひとり歩きしている認知症高齢者への声掛けのポイントや家族が行方不明になった時の警察への通報の心得を学びました。

- ◎認知症の人への対応の心得
- ①驚かせない
 - ②急がせない
 - ③自尊心を傷つけない
 - ◎認知症の人への対応のポイント
 - ①まずは見守る
 - ②余裕を持って対応する
 - ③声を掛ける時は1人で
 - ④後ろから声を掛けない
 - ⑤相手に目線を合わせて優しい口調で
 - ⑥穏やかにはっきりとした話し方で
 - ⑦相手の言葉に耳を傾けてゆっくり対応する
 - ◎家族が行方不明になったら
 - ①本人のことを分かっている人が
 - ②少しでも早く
 - ③110番に連絡する



高齢者役のスタッフに実際に声を掛ける参加者

参加者からは「声掛けの仕方が勉強できたので、地域でひとり歩きをしている人を見かけたら、声を掛けてみたいと思います」と感想が寄せられました。

市は、地域での高齢者見守り体制づくりを推進しています。今回と同様の勉強会は、昨年、寺田地区で行われ、10月には田山地区での開催も予定されています。各地域での開催を希望される場合は、市地域包括支援センターに連絡ください。

福祉 NETWORK

子育てNEWS

地域福祉課児童福祉係 ☎・内線1103

ひとり親家庭に支給される 児童扶養手当とは？

◆児童扶養手当とは

ひとり親家庭は、子育てと生計を1人で担わなければならない、生活上のさまざまな困難を抱えています。児童扶養手当は、ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の心身の健やかな成長を願って支給される手当です。

◆支給対象者

18歳に達する日以降の最初の3月31日を迎えるまでの児童(特別児童扶養手当2級に該当する程度以上の障害がある場合は20歳未満)を養育する母(父)または養育する祖父母などです。

◆支給要件

申請する者が、父母が婚姻を解消した児童や、父または母が死亡した児童、父または母が一定程度の障害の状態にある児童、母が未婚で出産した児童などを養育していること。

◆所得制限

受給資格者などの前年の所得が限度額を超える場合は、手当の全部または一部が支給されません。

◆支給額(平成30年4月現在)

	手当(月額)	
	全部支給	一部支給
児童が1人のとき	42,500円	所得に応じて左記の金額から10円単位で支給停止となります。 受給者またはご家族の所得が限度額を超えた人は全部停止となります。
児童が2人のとき	52,540円	
児童が3人のとき	58,560円	

◆現在、児童扶養手当を受給している人へ

現在、児童扶養手当を受給している人(手当が全額停止になっている人も含む)は、引き続き要件を満たしているかどうかの審査があります。

市から現況届の書類を送付しますので、期限である8月末までに手続きを済ませてください。